



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ディービーエックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 誠
(コード番号：3079 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営管理部長 平能 直弘
電 話 03-5985-6827

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、変更案第20条に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関に係る規定の変更

より機動的な配当政策および資本政策を図ることを可能にするため、変更案第46条に定める事項の決定機関を取締役会に変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条を削除するものであります。

(3) 上記変更に伴う所要の変更および条数の繰り上げのほか、規定の明確化を図るため、文言の追加、字句の修正等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります。)

現行定款	変更案
<u>(自己株式の取得)</u> 第6条 当社は、取締役会の決議によって	(削 除)

<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> <u>第7条</u> (条文省略) (単元未満株主の権利制限) <u>第8条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>第9条～第11条</u> (条文省略) (招集) <u>第12条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後<u>3ヶ月</u>以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 <u>第13条～第17条</u> (条文省略) (取締役会の設置) <u>第18条</u> 当社は取締役会を置く。 <u>第19条～第20条</u> (条文省略) (取締役の任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時	<u>第6条</u> (現行どおり) (単元未満株主の権利制限) <u>第7条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) <u>会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>第8条～第10条</u> (現行どおり) (招集) <u>第11条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後<u>3か月</u>以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 <u>第12条～第16条</u> (条文省略) (取締役会の設置) <u>第17条</u> 当社は、<u>取締役会</u>を置く。 <u>第18条～第19条</u> (現行どおり) (取締役の任期) <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時
--	---

までとする。 <u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) <u>第22条</u> (条文省略) 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. (条文省略) <u>第23条～第25条</u> (条文省略) (取締役会の決議の省略) <u>第26条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 <u>第27条～第29条</u> (条文省略) (取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423 条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は社外取締役との間で、会社	までとする。 (削 除) (代表取締役および役付取締役) <u>第21条</u> (現行どおり) 2. 代表取締役は<u>当</u>会社を代表し、<u>当</u>会社の業務を執行する。 3. (現行どおり) <u>第22条～第24条</u> (現行どおり) (取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当社は、<u>取</u>締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 <u>第26条～第28条</u> (現行どおり) (取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1 項の規定により</u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423 条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、<u>社</u>外取締役との間で、会
--	---

法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めたと法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <u>第31条～第33条</u> (条文省略) (監査役の任期) <u>第34条</u> (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。 <u>第35条～第39条</u> (条文省略) (監査役の責任免除) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は社外監査役との間で、会社	社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金300万円以上であらかじめ定めたと法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <u>第30条～第32条</u> (現行どおり) (監査役の任期) <u>第33条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、<u>退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u> <u>第34条～第38条</u> (現行どおり) (監査役の責任免除) <u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により</u>、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会</u>
--	--

法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <u>第41条～第46条</u> (条文省略) <u>(期末配当金)</u> <u>第47条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 <u>(中間配当金)</u> <u>第48条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 <u>第49条</u> (条文省略)	社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <u>第40条～第45条</u> (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第46条</u> 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 <u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第47条</u> 当社は、剰余金の配当として期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。 <u>第48条</u> (現行どおり)
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日（金曜日）

以 上